

議案第67号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案書53P～54P

1. 条例改正の目的

- ① 国民健康保険被保険者で、負担能力があると見込まれるにもかかわらず、職権で生活保護が開始されたことにより、保険給付を受けられず、治療に要した医療費全額を返還請求される事案が生じている。

こうした事案の発生を未然防止するため、厚労省通知により関係部局間で適切に連携し、被保険者本人の資力が活用可能となるまでの間、生活保護の開始を決定する代わりに保険料の徴収猶予を行うもの。

- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法において、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることとなったことから、本市条例においても同様の改正を行う。

2. 条例改正の主な内容

- ① 【第27条関係】

国民健康保険における急患等の被保険者に係る保険料について、当該者の資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年、徴収猶予を可能とする旨の規定を加える。

- ② 【第29条関係】

被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除する。

3. 施行日:令和6年12月2日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第67号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。</p>		<p>大阪府の各市町村は同様の改正を行う。</p>				
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>				
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
<p>・ 今般、生活保護事務において、急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者で生活保護（医療扶助）の開始を職権で決定した後、資力があることが判明した者に対し、治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するため、厚労省通知により、保険料の徴収猶予について所要の改正を行う。 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法において、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることとなったことから、本市条例においても同様の改正を行う。</p>						
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>・ 令和5年6月9日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布。 （マイナンバーカードと健康保険証の一体化） ・ 令和6年8月14日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布</p>		<p>まちづくりの目標</p>	<p>目 標</p>	<p>2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち</p>		
		<p>政策分野または経営方針</p>	<p>分野・方針</p>	<p>8 健康・医療</p>		
		<p>施策</p>	<p>施 策</p>	<p>1. 地域医療環境の充実</p>		
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>				
<p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画名称</p>				
		<p>策定年度</p>				
		<p>計画期間</p>				
		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和6年12月2日</p>		
		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
<p>市民部</p>		<p>医療保険課</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （新旧対照表他）</p>		

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(徴収猶予)</p> <p>第27条 市長は、保険料の納入義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納入すべき保険料の全部又は一部を一時に納入することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納入することができないと認められる金額を限度として、6月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納入については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間_____を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第29条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合_____において、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第27条 市長は、保険料の納入義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納入すべき保険料の全部又は一部を一時に納入することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納入することができないと認められる金額を限度として、6月_____以内の期間(その期間の延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、その者の申請に基づき市長が定める相当の期間)を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第29条 本市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項_____の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>